

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）
（水道企画課）

一 趣旨

工業用水の使用者の利便性の向上を図るため、使用水量の確認に電磁的方法を導入することに伴い、超過料金に関する規定を改めるための改正

二 内容

第三条第一項第三号イ中「記録紙を使用する」を「一時間における使用水量を記録する」に、同号ロ中「記録紙を使用しない」を「一時間における使用水量を記録しない」に改める。

三 施行期日

令和六年四月一日